

次世代育成支援対策推進法第 12 条に基づく
一般事業主行動計画について、以下のとおり公表いたします。

社会医療法人社団光仁会 行動計画

令和 6 年 1 月 11 日策定

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 2 月 1 日 ～ 令和 11 年 1 月 31 日までの 5 年間
2. 内容

目標 1：令和 10 年 3 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和 6 年 4 月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和 7 年 4 月～ 院内検討委員会での検討開始
- 令和 8 年 4 月～ 管理職への研修（年 1 回）及び院内ネットによる職員への周知
ノー残業デーの実施

目標 2：令和 10 年 3 月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1 人当たり年間 230 時間未満とする。

<対策>

- 令和 6 年 4 月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和 7 年 4 月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を 2 回実施
- 令和 8 年 4 月～ 院内ネットなどによる社員への周知
- 令和 9 年 4 月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標 3：年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 12 日以上とする。

<対策>

- 令和 6 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 7 年 4 月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に 2 回行う
- 令和 8 年 4 月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和 9 年 4 月～ 院内ネットなどでキャンペーンを行う